

■ 3級ビルクリーニング技能検定職種の試験科目と範囲

職業能力開発促進法施行規則第62条の2 別表13

ビルクリーニング技能検定の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の基準

ビルクリーニングの職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその細目

表の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>【学科試験】</p> <p>1. 建築物及び環境衛生</p> <p>2. 建築物の汚れ</p> <p>3. 資機材</p>	<p>(1) ビルクリーニングの目的及び意義 次に掲げるビルクリーニングの目的及び意義について、概略的な知識を有すること 1) 衛生性、2) 美観性、3) 安全性、4) 保全性</p> <p>(2) 建築物の環境衛生 次に掲げる建築物の環境衛生について、概略的な知識を有すること 1) 空気環境、2) 吸水及び排水、3) 採光及び照明、 4) ねずみ及び害虫、5) かび及び細菌</p> <p>(3) 建築物の構造及び仕上げ材 建築物の構造及び仕上げ材について、概略的な知識を有すること</p> <p>(1) 建築物の汚れ 次に掲げる建築物の汚れについて、概略的な知識を有すること 1) 汚れの分類、2) 汚れの原因、3) 汚れの除去 4) 汚れの予防</p> <p>(1) 器具 次に掲げるビルクリーニング用器具について、概略的な知識を有すること 1) ほうき(自在、シダ等)、2) 文化ちり取り 3) モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型等)、4) 静電気ほこり取り、5) タオル、 6) ダストクロス、7) 超極細繊維クロス、 8) ハンドパッド、9) フロアパッド、10) デッキブラシ、 11) ウインドスクイジー、12) シャンパー、 13) フロアースクイジー、14) 汚水取り、 15) スクレーパー、16) 毛かき、17) プランジャー、 18) 廃棄物コレクター、19) 作業カート、</p>

	<p>20) 保護手袋及び保護マスク、21) 作業標示板、 22) 漏電・過電流防止装置、23) 計量カップ</p> <p>(2) 資材 次に掲げるビルクリーニング用資材について、概略的な知識を有すること</p> <p>1) 洗剤、2) 水石けん、3) 衛生消耗品、4) 床維持剤</p> <p>(3) 機械 次に掲げるビルクリーニング用機械について、概略的な知識を有すること</p> <p>1) 真空掃除機、2) 吸水バキューム、3) ポリッシャー、 4) 自動床洗浄機、5) エクストラクター、 6) 高圧洗浄機、7) 送風機、</p> <p>(4) 資機材の整備</p> <p>① 器具及び資材の清掃、洗濯及び保管について、概略的な知識を有すること</p> <p>② 機械の点検及び補修について、概略的な知識を有すること</p>
4. ビルクリーニング作業	<p>(1) 部位別作業 次に掲げる部位別作業について、概略的な知識を有すること</p> <p>1) 床面(弾性、硬性、繊維系、木質系等) 2) 壁面(壁、窓、窓枠等) 3) 立体面(扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等) 4) 什器及び備品(机、椅子、ロッカー等) 5) 天井面(換気扇、空調吸排口、照明器具等)</p> <p>(2) 場所別作業 次に掲げる場所別作業について、概略的な知識を有すること</p> <p>1) 玄関ホール、2) 事務室、 3) 会議室、役員室及び応接室、4) 客室、病室等、 5) 通路及びエレベータホール 6) 湯沸室及び給湯室、7) 昇降装置、8) 階段、 9) 食堂、10) 更衣室、浴室及びシャワールーム、 11) 喫煙スペース、12) ごみ集積所、13) 駐車場、 14) 屋上及びベランダ、15) 外周及び犬走り 16) トイレ及び洗面所</p> <p>(3) 作業回数別作業 次に掲げる作業回数別作業について、概略的な知識を有すること</p> <p>1) 日常清掃作業 2) 定期清掃作業</p>
5. 廃棄物処理	<p>廃棄物処理について、概略的な知識を有すること</p> <p>(1) ごみの種類及び性質 (2) ごみの処理方法</p>

<p>6. 安全衛生</p> <p>7. 従事者</p> <p>8. 建築物の構造及び設備</p> <p>9. 建築物の仕上げ材</p> <p>10. 関係法令</p>	<p>(1)安全衛生作業 次に掲げる安全衛生について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)資機材の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 2)保護具の性能及び取扱方法 3)作業手順 4)作業開始時の点検 5)ビルクリーニング作業に関して発生するおそれのある傷病の原因及び予防 6)事故時における応急措置及び待避 7)その他ビルクリーニング作業に関する安全衛生のための必要な事項 <p>次に掲げる従事者について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)従事者の自覚、2)作業上の注意事項 3)サービス精神及びマナー、4)団体行動及び人間関係 <p>次に掲げる建築物について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)建築物の構造及び設備 2)建築物の種類及び用途 <p>次に掲げる建築物の仕上げ材について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)床仕上げ材 2)壁仕上げ材及び天井仕上げ材 3)外装仕上げ材及び窓周り仕上げ材 <p>次に掲げる関係法令について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)建築物関連法 2)環境衛生関連法 3)労働関連法 4)省エネルギー関連法 5)その他
<p>【実技試験】</p> <p>1. ビルクリーニング作業</p>	<p>(1)作業の段取り</p> <ol style="list-style-type: none"> ①資機材の準備及び片付けが迅速にできること ②什器及び備品等の移動及び原状復帰が迅速にできること <p>(2)器具の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> ①次に掲げる器具について、安全かつ適切に手際よく使用できること 1)ほうき(自在、シダ等)、2)文化ちり取り 3)モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型等) 4)静電気ほこり取り、5)タオル、6)ダストクロス、

	<p>7)超極細繊維クロス、8)ハンドパッド、 9)フロアパッド、10)デッキブラシ、 11)ウインドスクイジー、12)シャンパー、 13)フロアスクイジー、14)汚水取り、 15)スクレーパー、16)毛かき、17)プランジャー、 18)廃棄物コレクター、19)作業カート、 20)保護手袋及び保護マスク、21)作業標示板、 22)漏電・過電流防止装置、23)計量カップ</p> <p>(3)資材の使用 ①次に掲げる資材について、安全かつ適切に手際よく使用できること 1)洗剤、2)水石けん、3)衛生消耗品、4)床維持剤</p> <p>(4)機械の使用 ①次に掲げる機械について、安全かつ適切に使用できること 1)真空掃除機、2)吸水バキューム 3)ポリッシャー、4)自動床洗浄機 5)エクストラクター、6)高圧洗浄機、7)送風機</p> <p>(5)各部位の清掃 ①次に掲げる各部位について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること 1)床面(弾性、硬性、繊維系、木質系等) 2)壁面(壁、窓、窓枠等) 3)立体面(扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等) 4)什器及び備品(机、椅子、ロッカー等) 5)天井面(換気扇、空調吸排口、照明器具等)</p> <p>(6)各場所の清掃 ①次に掲げる各場所について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること 1)玄関ホール、2)事務室、 3)会議室、役員室及び応接室、4)客室、病室等、 5)通路及びエレベータホール 6)湯沸室及び給湯室、7)昇降装置、8)階段、 9)食堂、10)更衣室、浴室及びシャワールーム、 11)喫煙スペース、12)ごみ集積所、13)駐車場、 14)屋上及びベランダ、15)外周及び犬走り 16)トイレ(日常清掃に限る。)及び洗面所</p> <p>(7)廃棄物処理作業 ①廃棄物の収集運搬作業について、手際よく作業ができること</p> <p>(8)資機材の整備 ①器具及び資材について、手入れ及び後始末が手際よくできること ②機械について、点検及び補修ができること</p>
--	--